

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年10月17日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年10月17日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
--------	---------	---------	---------

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会運営基準について
- (2) 会議規則について
- (3) 災害対策要綱について
- (4) その他

開 会 9時28分

閉 会 12時41分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。西岡副議長が用事のために欠席という届け出があつておりますので御報告をしておきたいと思ひます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催をいたします。本日は通知を差し上げておりましたように3議題について御審議をいただくようお願いをいたしてあります。それでは初めに議会運営に関する基準を議題といたします。前回、全条を配布しておりました8月26日議会運営委員会と一番上に書いてます資料です。（仮）長与町議会の運営に関する基準。議会の呼称から以下全部のものについて配布をしておったと思ひます。会規128が一番最後の項目、そういうことで配付しておりましたけども、今日は基準については総まとめの形になるわけなんです。現在まで各項目について全部検討は終了いたしましたので、別紙に差し上げております資料がございますので、これを簡単に説明をしていきたいというふうに思ひます。これは事務局から説明を求めます。

事務局。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

おはようございます。前回8月26日にお配りしてます基準のホチキス留め、1ページから18ページまでのものをお配りしてました。まず1ページを御覧いただきたいと思ひますけども、会規4、2と3のところを下線を引かせていただけてます。名前順（五十音順）というところと、同期複数の定めるところでございます。前回お配りをしたときに、こういう下線とか黄色のところを再度皆さんで確定をしたいということでお話をさせていただいておりました。今日お配りした資料にそちらの下線部分、黄色部分を写しておりますので、そちらの方で説明をさせていただきます。まず会規4の議席、2の五十音順のところとくじで定めるの部分を抜き出しております。赤で五十音が妥当か、くじが必要かということで書かせていただいておりますけども、これまで申し合わせは五十音で仮議席を決めてきております。慣例と言うか、申し合わせで今まで来てるんですね。今回の初議会のときに問題になったのが、立会人の関係、臨時議長の関係、所信表明をするんです。それが無ければもう誰がなっても一緒だと、臨時議長も立会人も誰がなっても一緒だという形になるんですけども、うちは所信表明をする関係で所信表明者が臨時議長であったり、立会人になったりすると全部がまたずれていってしまうという形になって、ここの五十音順については、よその議会は多いんですけども、当選回数少ない順、年齢の少ない順にもう移してしまった方が良くないかということでの提案でございます。下に矢印で括弧書きで書いておりますけども「一般選挙最初の会議における仮議席は、議席番号1番から当選の少ない者、かつ年齢の少ない順に臨時議長が指定する」というふうにしてはどうかという御提案でございます。3番目が「議長及び副議長選挙後の議席は、議長、副議長を除き前に詰め、議長が指定する」という形でどうかということでございます。次に会規6でございますけども、会期の延長のところ、8月26日の資料に黄色で「会期最終日に議長が会議に諮って決定する」

と書いておりますけども、今回お示しのやつは「会期最終日に議決する」と文言を整理しております。次の会規16につきましては、前回お示しをしておりません。ただ、賛成の発言の前に「直ちに」っていうのを入れた方が文章としては分かりやすいということで、「直ちに」というのを追加させていただいております。次に会規17修正の動議でございますが、前は「前日の正午まで」を「討論が行われる前までに」ということで話しておったんですけども、やはりよその会議規則、申し合わせ等も、そこに赤で書いてますけども、議員必携等で掲載されている討論の前までにという提出のタイミングは、例えば、討論一採決という流れ上、討論のあとに修正案が提出されるのはあり得ないという議会運営上のタイミングが書いてあるということでございまして、「提出される修正案は、当然、法制を含め、形式を整えて成案として完成しておく必要がある。あらかじめ素案を提出し成案化しておかなければならない」と書かせていただいております。「議場で提出されてから、議案の体をなしていないとか、誤りがあるということはあるとはならない、最低でも完成した状態で当日の朝を迎えなきゃならない」ということで書いております。また、「修正案を突然提出しても他の議員も初見となり判断しがたい。事前に議運に諮ったり、全協で説明しておく必要があるのであれば、さらに時間が必要になる」ということで説明書きを加えております。事例でございますけども、時津町の場合は、案は上程する日の2日前までです。先日視察に行かれた富士見市においては、素案が14日前、完成案が5日前、これは9月議会の事例でございます。昨年嵐山町に行かれたときの資料から見ると、素案自体は、3月、9月は2日目の1時まで、6月、12月は初日の1時までということで、2日前、15日前、最終完成案が最終日の前日の5時までということになっておるようでございます。ここにつきましては、先程も御説明したように、議場で提出されてから議案がおかしいということはあるとはならないということでございますので、よその議会も当然、そこで素案というか、ちゃんと成立してるか、法制的におかしくないというところのチェックをする期間というものを当然設けていることをお示しをしております。次に32でございます。ここは立会人の項目になりますけども、「年長議員から2名」というところと「名前順の最初と最後」と、これは一番最初にお示した議席のとこと絡んできます。赤で「年長議員が妥当か（所信表明による影響）」ということで書いてます。あと「五十音順が妥当か」ということですね。次のページにいただいてきまして、「初議会では、年長議員が臨時議長となり正副議長選挙が行われ、その候補者は一般的に当選回数が多い議員、年長議員ほど被選挙人になる可能性が高くなる。特に長与町では所信表明を行う関係から所信表明者が立会人となることも好ましくない。現状で臨時議長が所信表明を行うと、立会人予定であった次の年長議員を臨時議長に、さらに次の年長議員を立会人に指名することになり、被選挙人になる確率が高くなる」これが今の現状でございます。※印の1つ目で「立会人は被選挙人（候補）から遠い方（若年）が望ましいが、五十音では特定できない」ということが1つ。これだけで今回の基準を考えると「立会人は年少議員から2名とし議

長が指名する」これが一番シンプルな形ではあるかなということでの提案です。2つ目が、会規4による初議会のときの仮議席、先程一番最初に言いました五十音順を仮議席のときから当選回数と年少順に変更すれば、議席順に指定することによって当選回数、年少順に指名をされると。このときは「立会人は、議席順を原則として議長が順次指名する」ということで、これは先日視察された境町の基準でもこういう文言に指定をされると。ちなみに時津町も同じような形でございます。次の※印です。「初議会以外での選挙は通常想定されない。急に選挙になった場合、会議録署名人とリンクをさせておけばいつでも対応できる」ということで書いております。こちらにつきましては「立会人は当日の会議録署名議員とする」としておりますけども、そもそも会規基準の「年長議員2名」というのは任期を通じて2名、4年間立会人になり続けるという形になっておるのが現行の形でございます。ご存知のとおり会議録署名人は1番から順次という形になってますが、これと同じ考え方でみんなに回そうと、議員にですね。回そうという考え方を入れるのであれば、当日の会議録署名議員を立会人に指名するという決めでさえおれば、常にその日の会議録署名人に立会人がはまっていくという、この2つの案をお示ししています。次に会規43でございますけども、委員長報告に対する質疑ということで、前回お配りのときには示してないんですけども、修正案に対する質疑、修正案ですから議員提出ですので、当然質疑は議員に行う。その修正案による効果等については、説明の執行側に「質疑することができる」としてんですけども、※印で「執行部提出議案ではないので執行側に答弁の義務はなく、参考意見にすぎない」という位置づけでございますので、ここは「質疑することができる」を「見解を求めることができる」に変えてはどうかということでございます。これも先程の修正案の提出の時期になりますけども、執行部側に修正案を提示しておかないと執行部側も初見では何も話せないということになりますので、事前提出が必要だということで、下線を引っ張らせていただいております。会規44でございますけども文言の整理です。3番ですが「討論は、賛否の意見の表明であるから、議案の一部に賛成、一部に反対ということはあってはならない」としてんですけども、「一部に賛成、一部に反対という討論はできない」と整理をしてはどうかということでございます。7番ですけども、これは前回の西田議員のパターンになると思うんですが、「委員会での意思表示と本会議での意思表示を異にすることは、委員会制度自体を根底から否定するものであり、議員はその良識に基づいてこのような態度をとることは厳に慎むべきである」ということで、※印の「7を努力規定として残すか」と、現行の申し合わせ事項でございます。上の6番、会規86の本文規定ということで、次の※印、委員会と本会議での意思表示を異にするときの対応ということで、6月議会、西田議員の例ということで書いております。そのときの西田議員の表決、委員会で賛成多数に賛成で乗っかって、議場では賛成可決で委員長報告されたと。反対討論で西田議員が委員会で賛成と言いましたけど反対という表明をして、反対表決をされたというのが今回の6月議会です。解説しますと、委員会で賛成多

数で可決。賛成多数可決と委員長報告がされて、反対討論、反対表決。このことにつきましては、仮に委員会で賛成したとしても、本会議での表決が最終的には意思表示となりますので、委員会での賛成多数という文言と言いますか、言葉に結果影響が無ければ問題ないということで、前回は議場でもスルーしたという形でございます。問題となるのは、委員会で全会一致となったとき、それと賛否で委員会結果が逆転してしまう場合。例えば、全会一致または賛成多数で可決と報告する委員長報告と、うちは賛否表を公開してますので、齟齬が生じて整合がとれなくなる。そのときが問題だろうということでございます。参考ということで書いておりますけど、これは議会運営の実際という本から引用をしておるんですけども、下線を引いてるところを特に強調しますと、「例えば委員会で反対していながら本会議で賛成する議員がいますと、表決の変更だとして大きな問題になりがちですが、これは政治論であって法的には何ら問題はありません」ということ、それと次のページにまいりますけど、委員会と本会議での表決態度が異なることを理由に、他の議員が異議を申し立てることできるかということですが、下線部分では「このようなことを地方自治法や会議規則は認めていませんので出すことはできない」ということ。それと次のパターン、これが西田議員のパターンですけども、「委員会で誤って賛成した場合、この場合は当該議案に反対であるにも関わらず自己の過失により賛成を表示したものです。表決の訂正はできないことから、本会議では委員会と異なる表決をしますが、これは当然のことであり問題になりません」ということです。次の下線ですけども、「委員会での表決直後に、錯誤の表決をしたことが委員間で明らかになっているときはいいですが、委員会閉会后に誤りに気付いたときはこの旨を委員長と議長に申し出ておくことが適当です。これをしませんと、他の議員は当該議員の政治的責任を追及することになりかねません」ということで、引用して説明をさせていただいております。表決の訂正はできるというところでございますけども、これは委員会での表決です。議場での表決とはもう別物っていう考え方になっておりますので、一般的には委員会賛成、議場賛成っていうのが普通の感覚なんですけども、法的にはそこに差があってもおかしくはないということがございますので、1ページのところにもありますけども、この7番を努力規定として残すかどうか。それと関連しますけども、6番の「表決はいかなる理由があろうとも又は錯誤に基づくものであっても訂正は許されない」というこの6番、7番のところをどうしようかというところの御提案でございます。次にまいります。会規50の3、「通告制は採用しない」と黄色で書かせていただいております。今、うちの議会では一般質問で通告制をとっておるだけで、ほかの発言は基本的に通告制を採用していません。採用しないということを明文化した方がいいのかなということで、つけ足してはどうかという提案でございます。

次のページにまいります。会規54、黄色で「質疑の過程で意見を加えたり、討論になってはいけない」とつけ加えてはどうかという御提案です。次の会規56でございますが、この発言時間の制限というのは一般質問の話でございますので、会規61の方に

移した方がいいんじゃないかと、一般質問の説明ということで。発言時間の制限というのは、一般質問に限らずいろんな発言の時間制限ができるとなっておりますので、この一般質問の60分というのは、次の61の方に移してはどうかということでの御提案でございます。次の会規61の一般質問のところでございます。ちょっと下がったところに※印がありますけども、(1)から(8)までは現行申し合わせのとおりでございます。まず、この下線を外して、現行4番まで作ってますので、5番から番号を振り直していきますよということでございます。下において(1)が5になって、通告期間をいじっております。「通告期間は、開会予定日のおおむね21日間前の9時から14日前の15時までとして、議長が通知する。期間外は受け付けない。」黄色をつけさせていただいております。赤の※印で、「通告期間を21日前から14日前の1週間に変更（開会前1週間刻みの火曜日）」ということを書いております。ここの受付期間の1週間とか2週間とか、受付期間がどれくらいが妥当かと、そういうことを考えていただきたいのと、受付開始前の今預かりがあると、それで抽選が発生しておりますので、この預かりの部分はどう扱うかということを考えていただければと思います。参考までに他市町のやつを書いております。長与町が開会25日前から12日前の2週間、実質開会日の14日前でございます。時津町が開会21日前から14日前の1週間、実質開会日の15日前。境町は厳しくて、開会10日前の9時から11時までの2時間。しかも持参に限るということになっております。実質開会日の前に15日間の猶予があると。富士見市でございますけども、議会の14日前から7日前正午までの1週間、持参に限る。実質21日前。嵐山町は申し合わせでここまでしか出てなかったんですけども、開会14日前の午後5時までということになっておりまして、時津町と同じ形になりますけども、3週間前から2週間前と1週間の期間を短く、2週間から1週間にしてはどうかという提案です。次の(2)今度6番になります。こちらの方は、括弧の申し合わせの3項目というものを強調することと、上の3で原則通告順って出てるんですけども、通告順に行うっていうのは、もう会議規則の本文の方に書いておりますので書かなくてもいいなということで削りました。通告要旨は質問の内容を具体的に記載しなければならない。次の(3)が7番になると。順序は通告順ですね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

今61まで説明がいきしましたが、ちょっと息をついて元に戻して会規4の方から順次、確認等を含めて整理をしていきたいというふうに思います。御協力をお願いいたします。会規4については下の方に名前順、五十音順ですかね、これが妥当か、同期複数のかじが必要かという、若干表現が下線の部分が変わってきておるようなんですね。議席を決

める場合に仮議席は名前順、五十音順、それから下の方が議長、副議長を除き云々。同期複数の場合はくじで定める。問題ありますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はもう従来どおりで特に決め方の問題だから、別にそう大した差は。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の皆さん方、矢印があるところが新たにこういう形に変えましょうという案なんですけど、内村委員からは2、3そのまま従来どおり支障もないという意味があると思うんですけど、他の方いらっしゃいませんか。同期複数の場合はくじで定めるという下線の分を前回は再検討しましょうという、そういう付記があったわけですね。そういうことで会は終わって記録をしておるんですけどもね。したがって、それを検討した結果、下のように改正したらどうだろうかという事務局で整理をいただいたというそういう意味なんですね。名前順が議席番号1から当選回数少ない者、かつ年齢の少ない順に臨時議長が指定すると、表現は全く違いますけれども。

事務局。

○議会議務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

先程の立会人のところでも若干話をさせていただきましたけども、同期複数のくじの部分については、結局、くじを引くまで特定ができないという状態になってしまうことを避けたいということで、先程も言いましたけども、多くの議会は期別と当選回数と年で振っているのがほとんどだということ。それが客観的に判断ができるというところで、不確定なくじというものをぎりぎり引っ張るとするのは余り好ましくないということでございます。要は全員揃わない限り仮議席が決められないという形よりも、当選の時点である程度その予定ができるというふうにしとくべきだということですので、先程の立会人にも出てきますけども、ここら辺の仮議席と議席数につきましては、当選回数と年齢と動かしようのない基準で決める方が、くじというのを入れるよりはいいのではないかという御提案でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

現状も恐らくこの同期複数の場合がどうするかということが問題になるのかなと思っておるんですけども、現状でもこのままその方の中で話し合いをして決めていただくとか、そういうやり方でやってると思うんですよ。だからこの文言は議長が指定するということと止めとって、あとはその方達に当事者に任せるという形でやられたらどうかと私は思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。それでは会規4の議席については、3の最後の「同期複数の場合はいくじで定める」を「協議して定める」に決定をさせていただきます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。「同期複数の場合協議して定める。」これで決定といたします。次に会規6、会期の延長、「会期最終日に議決する」いいでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

会期延長っていうのはいつ決めてもいいんですよね、理屈的には。だから会期最終日までに議決すると、「までに」っていうのを入れたらどうですか。いつでもこれは決められるんだから、最終日に議決する必要は何ら必要性ないもんね。その前に延長が決まればもう確実であれば何ら問題ないんで、「までに」っていうのを入れたらいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会議務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

この会期最終日っていう日にちにつきましては、基本的にはその会期中に終わらせることを目標に議会は動いていくというのが建前でございます、例えば終了の3日か4日前に分かっておっても会期最終日に議決をっていうことでの文言になっております。と言うのは建前上、議会は会期中にしなければいけない事件を会期中に終了するよう努力すべき立場で、そのための会期ですから、それを延長するというのは、ぎりぎりになってもやっぱり延長しないとできないから延長しますっていう建前を作るという形で、敢えて議決自体は会期最終日にした方が良くだろうということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

皆さんどうですか。会期最終までに議決する。これに対して事務局から「までは」要らないんじゃないかという意味の説明があったんですね。どうでしょう皆さん。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

延長の議決っていうのは、議会在決定権があるわけだから、何々にしなさいとか、そういうものじゃない。いつでも決められるというフリーハンドを持たないと、議会の意

味がないと思って「までに」って。確かに会期中に努力することは努力しないといかんけれども、そうは言ってもやっぱりいろんな事情が絡むんで、議会は議会としての権限をフルに活用して、いつでもできるようにしとかないというのが私の考え方です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も今、内村委員が言われたような幅を持たしておくというのが大事かなっていうふうに。ちょっと思ったのは今各地でいろんな災害が起きてる中で、議会が最終日まで開けなくなった場合、その最終日となってるときに議員の召集ができなかった場合、やっぱり災害の状況を見て、もうこれは議会延ばそうというふうになる可能性があるわけですね。じゃあ最終日を待たずして伸ばしとこうっていうふうな可能性もできるわけですから、やっぱり「までに」というふうに入れとった方が私もいいのかなと。やっぱりいろんなことをちょっと考えた方が良くないかなというふうに思いますので、その文言入れることで不都合になるっていうのはちょっとないかなと思うんですね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員、ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、河野委員が言われたようにどういう事態が起こるかというのはもう想定はできないんですが、議会としてやっぱりこの「までに」ということを入れることで、選択肢が、基本的に最終日にやるということは努力をすとしてでも、どうしてもできない場合というものも何らかの事態であるかもしれませんので、「まで」っていうことを入れることで、そこの使い勝手がちょっと良くなるんじゃないかなという感じはしております。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、「までに」というのを入れてもいいんじゃないかというような意見があるようですが、ほかに反対意見ありませんか。いいですか。

事務局。

○議会議務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

仮に今の話のように、「までに」ということであればもうこの規定も抹消っていうことと同じになっちゃうんですね。基準の中でなぜ最終日に議決というのを上げるのかと言うと、先程も話が出たように会期の延長というのはぎりぎりまで待ってもうどうしようもないと、だから延長せざるをえんというのが建前でございますので、会期の延長がいつでもできるという形にするのであれば、この項目そのものを削除しても、会則どおりということでございますから削ってもいいのかなと。もう逆に「まで」で残すよりは、ちなみに議員必携で町村議会の標準基準もありますけども、390ページでございます。そちらの方も「会期終了の当日議決する」ということになっておりまして、先程話した

ように頑張ったけども延長せざるをえんというのは、会期の最終日にならないと言えないだろうということでございます。変な話ですけども、会期中であっても、会議時間を延長してでも会期内に納めるという努力がまずあるべきであって、それをした結果の延長でございますから、早々に会期延長が決定をされてしまうのはいかなるものかということで、最終日に議決するということで上げておりますので、最終日でなくていいということであればもうこの項目自体を削ってしまっているのかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

という事務局の見解なんですけど、基準の6節の会期について見ていただければ今事務局が言ったように、「会期終了の当日議決する」という表現があります。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そもそも一番最初の申し合わせ事項の見直しにこの会規6は入っとらんやったですよ。その前の申し合わせ事項に入ってたんですかね。無くて大丈夫だっていうのはもう外した方がいい。と言うのも、この会期の延長っていうのが、この先長与の議会がどうなるか分からないんですけども、例えば通年議会なんかをするとこれ意味無くなるわけですかね。通年議会を導入したりすると。それは皆さんどう考えてるかは分からないんですけど。やっぱりこう全国の今導入は進んでるのかよく分からないんですけども、やっぱりいつでも議会を開ける状況というのは、私はある意味あった方がいいのかなというふうにちょっと思ってますんで、そういうことを考えるともう外してもいい。導入まではちょっと時間が掛かるかもしれませんが、いつでもできるという状況を作っておくというふうな考えをすると外してもいいのかなとちょっと思いました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

それでは45分まで休憩をいたします。

(休憩 10時35分～10時47分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行ってまいりますけど、今、会規6の会期延長の件なんですけども、「までに」という提案があったんですが、それについてもいろいろありますので、前回お配りをしておいた黒字の2ページの1番上、これ皆さん方全員でこのとおりということを決めておいたんですが、前回黄色で出てきたものを今回また検討しようとなったんですが、これはもう元に戻したもので何ら問題ないんじゃないかなとも思われるわけですけども。「会期終了の当日議決する」ということで、そのままにしておいたらどうかと。もう元に戻してしまえば何ら問題がないだろうというふうに思いますけども、どうでしょうか、皆さん。表現の違いだけなんですけども。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私はそのままがいいと思うんです。最終日までっていうのは、運用、運営のことであって、基準は「最終日に議決する」という文章で構わないと思います。

○委員長（岩永政則委員）

いや、ちょっと私が申し上げたのは、この前のとの2ページ、会期延長がありますね。この黒字がこれはみんなでもう決めとったわけですね。前回この付箋をしたものを次回検討しようとなったから、またこういう議論になったわけで、前回どおりこの一番上の黒字どおりに、そのままどうですかということですが。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は前のとおり「終了当日」ということで、前のままで良いというふうに思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

皆さんどうでしょうか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは全会一致でもう従来どおりということで決定をさせていただきます。

時間の配分の問題もありますけども、先程休憩中に竹中委員からもこの審議が長引くということもあるようで御心配いただいておりますけども、もう1回これを皆さん方に持ち帰って見ていただいて、そしてやったらどうかと思うんですが、先程61まで行ったですかね。できればそこまでさらさらと行ってみて、その後については持ち帰りということになり得れば、せっかく説明もそこまで行きましたので、あまりにも投げやりのような感じもしますので、ちょっと先に進めさせていただいていいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程委員長が言われていた積み残しがあと2つあるという話を耳にしたんですけどね。その2つの問題だけを解決して、そして、あとは持って帰って再度、皆さんに検討していただくという形はいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。16については「直ちに」というのが入っておるようなんですが、どうでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まずは議事運営で、さっき委員長はその後の説明を受けて次回に議論しようと言ったのが、今またここに帰って議論すつとですかね。そうであるならば、この「直ちに」って時間的な問題でもんね。「直ちに」って言うのがどういうものかというふうな部分

ですから、僕は別になくてもいいと思うんですよね。「直ちに」って時間の感覚の問題ですからね。前の文章で全然どうもないと思うんで、これは入れる必要ないんじゃないかなと。ただその進め方としてどうすつとか、ちょっともう一度。

○委員長（岩永政則委員）

よう耳をすましていつも聞いてください。そう言いましたが、せっかくの説明が61までありましたので、61まではさらっと行きましようかということで申し上げたつもりですね。そういうことでご理解いただきたい。「直ちに」は要りませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

「速やかに」とか、「直ちに」というのはある程度議会用語の中に入ってくるんですよ。だから気持ちはよく分かるんですよ。しかし、こういう文書は結構入れてる所が多いと思いますよ。「直ちに」とか「速やかに」とか、そういう文章は議員必携にしてもたくさん入ってると思うんですよね。だからこういうのをカットしていけば、そういうのも全部カットするというような形になっていく、ちょっと心配してるんですけどね。今言われるように意味が変わるわけでもないということも私はよく理解しています。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方、いいですか。原案どおりいきますか。「直ちに」、いいですね。

（「異議なし」の声あり）

じゃあ、そういうことで「直ちに」を挿入するということでございます。それから、17については、いろいろ他市町まで。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この問題はもう戻さないで、前決まったとおりにしていただきたいと思います。「前日の正午までに」じゃなかったでしょう。「修正案は討論が行われる前までに」だったと思います。で、そうしようと確認したんで。いわゆる当日、追加議案もあると。追加議案が出た場合は前日の正午というのはもう無理じゃないかと。やっぱり議員が議員として修正案を出せるという権限を生かすならば、討論の前までに文書で議長に提出しなければならぬというふうな形で残そうというふうになったんで、新たにいろいろ追加せずに前回確認したとおりにしていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。会規17についていろいろ御意見が出ておりますけれども、最終的な案としては「討論が行われる日の2日前」、「前日の正午まで」という提案がなされて、これに対していろいろ異論が出ておるんですが、但し書

きを入れて「追加議案は除く」とか、そういうものでどうだろうかという案も今出ております。そういうことで採決を、ちょっと待ってくださいね。表現を明確にしようか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。会規17につきましては、読み上げますが「修正案は、原案に代わるべき案であるから、原案と同じような形式の整ったもので、原案に対する討論が行われる日の2日前までに文書で議長に提出しなければならぬ。ただし、追加議案は除く。」この案に対して賛否を取りたいと思います。

この案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。よって会規17につきましては、以上のとおり決定することにいたします。次に会規32につきまして、何か御意見ございませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたしますが、会規32につきましては、「立会人は年少議員から2名とし、議長が指名する」に異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように決定されました。

次に43につきまして、御意見ありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。会規43については、「説明するための出席者に質疑することができる。」に決定に異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは「質疑することができる」という従来のものに決定をされました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

会規44討論及び表決につきましては、3については記載のとおり。6についてもそのとおり。7については、「委員会での意思表明と本会議での意思表明を異にすることは、委員会制度自体を否定するものであり、議員はその良識に基づいてこのような態度をとることは慎むべきである。」以上で異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように決定をされました。

次に、第6章の会規50について、通告制は採用しないという表現がありますけども、何かありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

会規50については、記載のとおりで決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように決定されました。

次に会規54について何か御意見ございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規54については提案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

そのとおり決定されました。

会規56発言時間の制限、何か御意見ありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。会規56については、61の方に移行するというところでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り扱います。決定されました。

次に会規61について、御意見ありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会規61（1）の受付期間については、「一般質問の通告期間は、開会予定日のおおむね21日前の9時から議会運営委員会開会日の3日前の15時までとし、議長が通知する。時間外は受け付けない。」いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのとおり決定をされました。

ほかにありませんか。ほかの項はいいですか。9までありますからね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

だから21日前の9時に来た場合の対象も、さっき言われた部分も入れとかんばいかんちやなかですかね。そうせんと本当検討せんばいかんとじゃなかかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会規61、先程確認した一般質問の通告期間は先程言ったとおりとします。それから、5番のあとに7番の「メール以下通知する」をそこに繰り上げて記載するということが1つ。それから7番目、「一般質問の順序はくじにより決定する。」以上です。

これで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、以上、申し上げたことについては、そのとおり決定をされました。

会規61について別にございせんか。ほかの記載事項はこれでいいですか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃ、そのとおり決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。会規62以降、緊急質問以下については、次回の会議に繰り下げて御検討いただくことに決定をさせていただきます。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのとおり繰り下げることに決定されました。

それでは次回の委員会の確認でございますが10月28日月曜日9時30分。次々回が11月5日火曜日9時半からになります。内容については、基準の件、会議規則の件、災害対策要綱に関する件、それから予算決算常任委員会、場合によっては特別委員会の件についてが1つ。それから監査委員の選任についての件、それから議会選出の委員の関係ですね。これが議長から申し出がっております。それから議員研修等について意見調整をしたいというふうに思っておりますので、10月28日と11月5日、項目は多様になりますけれども、皆さん方の御協力を是非お願いをしたいと思います。それでは、本日はこれにて議会運営委員会は終了をさせていただきます。お疲れさまでした。

(閉会 12時41分)